

宮の森こども園の民営化に関する
Q & A

令和4年9月30日
(最終改訂 令和 年 月 日)

－「目 次」－

1 民営化について

- Q 1－① なぜ公立こども園を民営化するのですか・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- Q 1－② 民営化されても公立と同じ保育が受けられますか・・・・・・・・P 1
- Q 1－③ 民営化によるメリット・デメリットはなんですか・・・・・・・・P 1
- Q 1－④ 民営化によって保育料や入所基準はかわりますか・・・・・・・・P 1
- Q 1－⑤ 移管先の法人はどのように選ぶのですか・・・・・・・・・・・・P 1
- Q 1－⑥ 民営化されるのはいつですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
- Q 1－⑦ 移管先への引継ぎはどのようにするのですか・・・・・・・・・・・・P 2

2 教育・保育サービスについて

- Q 2－① 子どもにとって環境の変化が心配です・・・・・・・・・・・・P 2
- Q 2－② 開園時間は変わりますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
- Q 2－③ 給食はどうなりますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
- Q 2－④ これまでの年間行事はどうなりますか・・・・・・・・・・・・P 2

3 民営化後の対応について

- Q 3－① 民営化後は、町はこども園と関わらないのですか・・・・・・・・P 3
- Q 3－② 民営化されると保護者の意見や要望が通りにくくなることはないのでしょうか
・・・・・・・・・・・・・・・・P 3

4 職員について

- Q 4－① これまでの宮の森こども園の保育士はどうなりますか・・・・・・・・P 3
- Q 4－② 民営化すると職員が減って保育の質の低下につながるのではないのでしょうか
・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
- Q 4－③ 民営化によって保育士が研修を受ける機会が減り、保育の質の低下につながるのではないのでしょうか・・・・・・・・P 4

5 その他

- Q 5－① 併設されている厚南子育て支援センターと厚南児童会館はこれまでどおり利用できますか・・・・・・・・・・・・・・・・P 4
- Q 5－② 民営化の前に、現在の保育や園の取り組みに対し、意見があります。・・・・P 4

1 民営化について

Q 1-① なぜ公立こども園を民営化するのですか

A 1-① 宮の森こども園がある上厚真地区は、これまで30戸の子育て支援住宅が建設されるなど、町外から多くの家族形成期の世帯が移住しています。宮の森こども園を民営化することで、さらなる地域の子育て支援の充実を目指します。

また、民間法人のノウハウや効果的で柔軟な取組などの良い面を、宮の森こども園だけでなく、厚真地区の公立認定こども園つみきにも波及させ、町全体の教育・保育サービスの向上につなげていきます。

Q 1-② 民営化されても公立と同じ保育が受けられますか

A 1-② 保育は、公立、私立問わず国の「保育所保育指針」をはじめ関係法規等に基づいて行われています。そのため、保育の質が低下することはない、公立と同等の保育を民営化後のこども園でも受けることができます。

Q 1-③ 民営化によるメリット・デメリットはなんですか

A 1-③ 民間のノウハウを生かした教育・保育の充実や独自サービスの提供が期待できます。保育サービスの向上や保護者ニーズへの対応に関する柔軟性や迅速性は、民間運営のメリットと言えます。

デメリットとしては、保育士が民間の職員に置き換わるなどの環境の変化による園児や保護者への影響が考えられます。

この影響が最小限となるよう、1年間の共同保育期間の設定や、事業者・保護者及び町で構成する「三者協議会（仮称）」を設置し、保護者のご意見やご要望を伺いながら移行していきます。

Q 1-④ 民営化によって保育料や入所基準はかわりますか

A 1-④ 利用者負担額（保育料）は、国が定める額を限度として市町村が定めることとなっているので、民間に移管されることによって変わることはありません。しかし、それ以外の負担（行事費や教材費等）はこども園が決めて実費徴収できることとされていますので、事前に保護者の了承を得てから決めることを運営条件としています。

Q 1-⑤ 移管先の法人はどのように選ぶのですか

A 1-⑤ 法人の選定は、公私連携保育法人選定委員会を設置して選定作業を行い、その結果を受けて町長が決定します。

選定委員会の構成は、役場管理職のほか、保護者や子育て支援の学識経験者で組織される「厚真町子ども・子育て会議」の代表者も参加しています。

Q 1-⑥ 民営化されるのはいつですか

A 1-⑥ 令和5年4月1日から1年間の共同保育期間を設け、令和6年4月1日から民間法人へ移管する予定です。

Q 1-⑦ 移管先への引継ぎはどのようにするのですか

A 1-⑦ 子どもや保護者への影響を最小限に抑え、スムーズに移行を行うため、令和5年4月1日から1年間、町職員の保育士と法人の保育士が保育業務を行う共同保育期間を設け引継ぎを行います。引継ぎ内容は、町と法人とで協議のうえ決定します。

2 教育・保育サービスについて

Q 2-① 子どもにとって環境の変化が心配です

A 2-① 園児への影響を考慮し、町職員の保育士と民間法人の保育士による共同保育期間を設けます。1年かけて丁寧な引継ぎを行い、園児それぞれの発達段階に応じ、移管後も継続的な教育・保育が行えるよう、個々の園児の様子などの把握に努めるとともに、園児や保護者との信頼関係を構築していきます。

Q 2-② 開園時間は変わりますか

A 2-② これまでの保育内容を引き継ぐことを基本としているので、開園時間を変える予定はありません。

Q 2-③ 給食はどうなりますか

A 2-③ 従来どおり、3歳以上児については町学校給食センターから給食を搬入し、3歳未満児及び給食センターから給食の提供がない日については、園内で調理し提供することを基本条件としています。

食事の提供にあたっては、国の関係通知及びガイドラインを遵守し、園児の発育・発達に応じた食事を提供することとされています。

Q 2-④ これまでの年間行事はどうなりますか

A 2-④ 年間行事については、宮の森こども園が現在行っている行事を基本とし、行事の改廃や新たな行事に取り組む場合は保護者に十分説明をすることとしています。

3 民営化後の対応について

Q 3-① 民営化後は、町はこども園と関わらないのですか

A 3-① しっかりと引継ぎを行うとともに、民営化する際に締結する協定により、町の関与を明確にします。

また、条例の規定により、町は保育施設における課題や苦情に対しても、必要な指導助言を行う責務がありますので、民営化後も積極的に関わっていきます。

Q 3-② 民営化されると保護者の意見や要望が通りにくくなることはないのでしょうか

A 3-② 民営化後の運営条件として、保護者のニーズを把握する取組を行い、事業に反映するように努めることとしています。また、事業者・保護者及び町で構成する「三者協議会（仮称）」を設置することも条件としています。

なお、園に直接伝えるにくいことは、役場住民課子育て支援グループに申し出いただければ、必要に応じて園に状況を確認し、保護者のご意見を伝えます。

公立のこども園つみきを含め、保護者からのご意見がすべて実現できるわけではありませんが、町も最大限調整に努めます。

4 職員について

Q 4-① これまでの宮の森こども園の保育士はどうなりますか

A 4-① 民営化後は、町職員である保育士等から、民間法人職員である保育士等に変ることになります。

現在勤務する正職員については、町立の認定こども園つみき等に配置転換することを基本としますが、職員の入れ替わりによる環境の変化を最小限に抑える観点から、民間法人から要請があった場合は、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第29号）に基づき、当面の間、民間法人に正職員を派遣します。

また、町が雇用している会計年度任用職員については、民営化する認定こども園で勤務を希望する方（認定こども園つみきで勤務している方を含む）は、優先的に雇用されるよう、民間法人に要請します。

Q 4-② 民営化すると職員が減って保育の質の低下につながるのではないのでしょうか

A 4-② 公立・私立に関わらず、国や北海道が定める基準により、園児の人数に応じて必要な保育士の人数が定められていますので、民営化した後も、必要な保育士の人数は確保されます。

Q 4-③ 民営化によって保育士が研修を受ける機会が減り、保育の質の低下につながるのではないのでしょうか

A 4-③ 国や北海道の認定こども園の認定要件に関する基準で、認定こども園は職員の資質向上を図る研修を実施しなければならないとされており、町の条例でも、同様に規定されています。

これらを踏まえ、公私連携保育法人から年度毎に提出される業務報告により、職員に対する研修が適切に行われているか確認し、必要があれば指導します。

5 その他

Q 5-① 併設されている厚南子育て支援センターと厚南児童会館はこれまでどおり利用できますか

A 5-① 厚南子育て支援センター及び厚南児童会館は、民営化する施設に含まれていないので、これまでどおり利用できます。

厚南子育て支援センターは、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談や育児支援を図ることを目的に「地域子育て支援拠点」として設置・運営しています。

今後も町が設置・運営主体であることは変わりませんが、現在は宮の森こども園の園長が支援センター長を兼ねていますので、民営化された際は、体制を見直す予定です。

Q 5-② 民営化の前に、現在の保育や園の取り組みに対し、意見があります。

A 5-② どんな質問や意見でも構いませんので、こども園職員や役場住民課子育て支援グループ職員にお伝えください。

ご意見がすべて実現できるわけではありませんが、ひとつひとつのご意見に寄り添い、検討・改善が図られるよう、町も最大限調整に努めます。